

ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版有償機能利用規約

ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」といいます）は、「ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版（以下「本ソフトウェア」といいます）」の有償機能利用に関する規約（以下「本特約」といいます）を以下の通り定めます。本特約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの有償機能の利用に関し適用されるものとしします。

第 1 条（用語の定義）

1. 「本有償機能」とは、本ソフトウェアに基本ライセンスおよびオプションライセンスを付加するか、または従量課金契約を行うことで使用可能となる機能、または本ソフトウェアの性能が向上する機能をいいます。
2. 「従量課金契約」とは、お客様がパブリッククラウド運営事業者と締結する、本有償機能の利用料金が本ソフトウェアの使用時間や通信量等に応じて決定される契約をいいます。

第 2 条（本特約の適用）

1. 本有償機能の利用は、本ソフトウェアの利用が前提となります。本規約に規定のない事項は、「ヤマハ仮想ルーターvRX パブリッククラウド版利用規約」（以下「本ソフトウェア利用規約」といいます）の各規定が適用されます。なお、本特約における用語の定義について、本特約に規定のないものは本ソフトウェア利用規約の定めに従うものとしします（この場合、本ソフトウェア利用規約における「本ソフトウェア」は「本ソフトウェアおよび本有償機能」と読み替えるものとしします）。
2. 本特約と本ソフトウェア利用規約の内容が異なる場合、本特約が優先して適用されるものとしします。
3. お客様は、本有償機能を利用する場合には、本特約に同意の上、ヤマハ、ヤマハネットワーク製品販売代理店またはパブリッククラウド運営事業者が定める手続きに従ってライセンスキーを購入するか、またはパブリッククラウド運営事業者が定める手続きに従って従量課金契約を締結ください。お客様は、購入したライセンスキーの有効期間内、または締結した従量課金契約の有効期間内において、本有償機能を利用することができます。

第 3 条（禁止事項）

お客様は、本有償機能の使用に際し、次の行為を行ってははいけません。

- (1) 本特約に反する行為
- (2) 単一のライセンスキーまたは従量課金契約で、本ソフトウェアの複数のインスタンスで本有償機能を使用する行為
- (3) ライセンスキーの第三者への再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバー等にアップロードする行為
- (4) ライセンスキーの取得時または従量課金契約の締結時に、虚偽の事実および内容を、ヤマハ、ヤマハネットワーク製品販売代理店またはパブリッククラウド運営事業者へ届ける行為

第 4 条（サポート）

本有償機能を利用されているお客様は、本有償機能および本ソフトウェアの日本国内での利用についてのサポートを、ヤマハまたはパブリッククラウド運営事業者から受けることができます。サポートの詳細については、ユーザーガイドに記載していますので、そちらをご参照ください。

第 5 条（責任の制限等）

1. ヤマハは、お客様による本有償機能の使用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生や第三者からの賠償請求の可能性があることについて予め知らされた場合でも、弊社に帰責事由がある場合を除き、一切責任を負いません。なお、お客様による本有償機能の利用に関し、ヤマハが損害賠償責任を負う場合、ヤマハの故意又は重過失がある場合を除き、通常発生すると考えられる損害を超える損害については、お客様に対して何ら責任を負わないものとします。この場合、ヤマハが負う損害賠償責任は、お客様がライセンスキー購入により本有償機能を利用している場合には当該ライセンスキーの購入金額を、従量課金契約の締結により本有償機能を利用している場合には1か月あたりの従量課金額を、それぞれ上限とします。
2. お客様におけるユーザーID、パスワードまたはライセンスキーの管理不備、紛失、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身またはその他の者が損害を被った場合、ヤマハまたはパブリッククラウド運営事業者は一切の責任を負わないものとします。なお、お客様がライセンスキーを紛失された場合、ヤマハは、ライセンスキーの再発行をいたしません。この場合、お客様は、再度ライセンスキーを購入することで、本有償機能を利用できます。
3. お客様が本有償機能の利用を開始した後は、ヤマハは、本有償機能に関してお客様に対し、返金義務を負わないものとします。なお、お客様が本有償機能の利用に関連して、ヤマハネットワーク製品販売代理店またはパブリッククラウド運営事業者との間で締結する契約に基づき支払うライセンスキーの購入代金、従量課金その他の利用料金については、当該契約の定めに従うものとし、ヤマハはこれらについて返金義務その他一切の責任を負わないものとします。

第6条（本有償機能の利用終了）

本有償機能は、お客様が購入したライセンスキーの有効期間が終了し、またはパブリッククラウド運営事業者と締結した従量課金契約が終了することにより、利用が終了します。

附則

本規約は、2024年10月17日に発効します。

2026年7月30日に改定します。

改訂履歴は、以下を参照してください。

<http://www.rtpro.yamaha.co.jp/RT/docs/vrx/#agreement>

以上
ヤマハ株式会社